

2019年9月25日

大阪府警本部長

石田高久様

フォーラム平和・環境・人権

共同代表 藤本泰成

要請書

大阪府警警備部は昨年9月以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争を「威力業務妨害」事件だとして、のべ28人もの組合役員と組合員を逮捕しました。しかし、このストライキは、大阪広域生コンクリート協同組合（以下、大阪広域協組）など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動にほかならず、「刑事免責」を明記した労働組合法1条2項に照らせば、刑事罰の対象たりえないことは明白です。

それにもかかわらず、ストライキ実施から9か月経った時点で組合役員・組合員らを逮捕したこと、また、さらに1か月後にはストライキ現場にはいなかった関生支部委員長ら役員らについてもストライキ計画を協議したこと自体を威力業務妨害として逮捕したことなど、大阪府警の捜査は、憲法28条が保障する団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権の侵害というほかありません。同時に、公正・中立であるべき警察が、関生支部との全面対決姿勢を打ち出し、組合員多数の解雇、就労拒否など違法な不当労働行為をつづける大阪広域協組に露骨に肩入れするものとして批判されるべきです。

この事件では、大阪地裁で裁判がつづいており、今年7月までに被告とされた組合役員・組合員たちは全員が保釈されたものの、裁判所の保釈許可条件において、組合役員・組合員らは相互に面接、電話、メールなど一切の接触を禁止されており、主な組合役員は組合事務所への出入りをも禁止されています。しかし、事件とされたストライキから2年近くが経過し、警察・検察の捜査がほとんど終結した現時点において、被告とされた組合役員や組合員らが逃亡するおそれはありません。したがって、組合役員・組合員相互の接触禁止や組合事務所出入り禁止には正当な理由はなく、むしろ事実上の労働組合活動禁止を意味するものであり、重大な人権侵害でもあります。

そこで、私たちは貴職が速やかに下記の措置を講じるよう要請するものです。

記

1. 憲法28条及び労働組合法第1条2項を遵守し関西地区生コン支部の正当な組合活動を敵視する違法な捜査活動を直ちに中止すること。
2. 大阪地検と共に、大阪地裁に対し、被告らの保釈許可条件から、①組合役員・組合員相互の面接、電話、メールを一切禁止した条項、②組合事務所出入りを禁止した条項を取り消すよう働きかけること。

以上